



2010.10.29. オープロダクション第2スタジオ

必要でしょうが、絵描きは絵を描いて、みんな一緒に単価を上げていきたいですね。

芦田 そうですね。我々がやろうとしたことは、アニメの現場で頑張っている人たちの「あしながおじさん」だったんですよ。例えるなら、ひっそりと、彼らが知らない間に、あんばんとかおいしいものを、置いてきてあげる。そういうことです。自分が先頭切って儲けようという考えはなかった。

今回の若手アニメーター育成事業の騒動を通して、「JAniCAの仲間割れ」みたいなストーリーを作っている奴がいる。今回の事業が決まったところで、「仕事と金を自分たちにもよこせと、芦田のところへベテラン連中が群がって来た。」というストーリーを作った奴がいるんです。本当のところそういう人（ベテラン連中）はひとりもいませんでしたね。ただ、私は今まで一緒にやってきた仲間だから、みんなで仕事を分配すればいいじゃない、ひとり一千万とかではなくてね。例えば5人でやれば、その方が楽だし。そういう考えや発言はありました。何よりも分裂することを一番避けたかったのです。

——やはり今年6月6日の総会が大きなターニング・ポイントではないかと思うのです。総会と常任理事会の流れが良くわかりません。僕の感想は「なんで芦田さん降りちゃったのよ、自分から。そんなに嫌気がさしたのかなあ?」というものでした。

芦田 実を言うと自分から降りたのではないんです。(理事だけの集会である)理事会の投票によって、私は罷免されたと言うのが事実です。「芦田をおろせと文化庁が言っている。そうしないと文化庁は今回の事業を引き上げるどころではなくて、永久にアニメ業界に金は出ささん、と言っている。」そういう風に、他の理事に吹き込まれたからなんです。それじゃあアニメ業界のために、芦田に退いてもらおうかと言う判断になってしまったかと推察するのですが。

——罷免の理由はなんなのですか?「芦田代表は不適当だ」と言うような動議があった?

芦田 (2010年5月26日に)「理事会にかけずに、文化庁に掛け合いに行った」と、それが理由です。ただ、理事会にかけずに重要事項を決めて

しまうってことは、他にもたくさんあるので。例えば、予算を配分するとか、事業の人材配分をしようとか、むこうも違反していることになる。

——けっこう事業の形が決まってから、芦田さんのところへお話が上がっているわけですよね?事業の中心になった人たちも最初の企画の時から理事会に諮らないで文化庁と接していることになるのでは?

芦田 私としては、自分と親しいところ会社だけに事業をまわすとか、今まで一緒にやってきた仲間を排除して少ない人数でお金を手にしよう、という発想はまったくなかったです。私も業界で長年仕事をやってますから、アニメ業界にお金が流れてくることはいいことと思います。だから(理事会にかけないで)とりあえず進めてもいいよとは何度か電話で言いました。自分も作品を抱えていて多忙だし、他の理事も同様。仕事をするのが一番ですから。ただ、あとで修正は可能だろうとは思っていました。

しかし、事業の重要メンバー、スケジュール、予算配分、お手盛りの個人報酬、作品の選考委員、選考方法等々……「文化庁」がどれもこれも変更してはいけないと言っている」と現JAniCA執行部が発言したのです。

——それで芦田さん、宇田川さんが文化庁に詳しい話を聞きに行ったわけですね。そうしたら何か芦田さんに対して法的な措置がとられたとか。

芦田 JAniCAで決めたことに対する内規に反したということで、O監査理事から私に対して「強要・背任による代表の資格停止」の仮処分命令が出されました。しかし弁護士から裁判所に対してそうした通知がなされることは、我々一般人にとっては何か法律違反を犯したかのようなプレッシャーがかかる。実際に、理事会で私の罷免に投票した人たちも、これが表に出ると私の名誉が傷つくと思って、これは罷免という形をとらざるを得ないんじゃないかという判断をしてしまった。実際はそういう内容のものでは全然なかったわけだけれども。

——確かにわれわれ業界の人間はうぶだから裁判所が出てくるような話になればそれだけでうろたえてしまいますね。

芦田 まさに我々の仕事ぶりの弱点(描くことに夢中)をつかれましてね。我々の世界において成功するとは、どういうことかの問題でもあると思うんです。いい仕事をして、適正な報酬を得る。そういうことであって、さきほど言ったように、フィクサーをしたり、中抜きをして報酬を得たりしても、それはアニメ業界では成功した人間とは言わないんです。でも、現執行部の何人かは、それをホリエモンや投資家の村上氏が言っていた「勝ち組」だと思っている。その考えが、やっぱりアニメをダメにしてしまうと思っています。同じように「稼いでいるアニメーターは、ちゃんと制作会社と交渉して高額なお金を得ている。それができない奴はダメだ」というこれまた別なバカがいる。先ほども述べた通り、我々アニメ職人は仕事を始めてしまうと採算などまったく気にしなくなる。これが日本の職人伝統だ。これが日本のアニメをかたち作ってきた。そのかわり交渉とかそういうことをやってあげるのがJAniCAの役目だった。JAniCAで自分が一千万得るんなら、100万で我慢して、900万をそういう人たちに回せよ、って思うのです。それが自分の考えているJAniCAです。先を争うように報酬を得ようとするのは間違っている。だから、ここでの「すれ違い」は埋められるのか。まあ、現在のJAniCAを牛耳っている業界外の人たちとは到底埋められる話ではないでしょう。

事件番号	平成 22 年(第 1)第 1844 号
通 知 書	
芦田 豊雄 様	
平成 22 年 6 月 4 日	
東京地方裁判所民事第9部 裁判所書記官 坂 巻 勝 昭 (法 官 兼 主 事 兼 司 法 官 補 佐)	
被 告 者 横 田 大 介 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 (被告者電話番号) 電話 03-3201-3404	
債 権 者 芦 田 豊 雄	
上記債権者から申立てのありました 債権の存続または仮処分命令中止を争 いについて、あなた(被告者)の主張(言い分)を考慮することになりました。 つきましては、平成 22 年 6 月 4 日 14 時 00 分 に当裁判所(傍聴席)まで出頭してください。	
1 申立書及び債権の存続を争われた債権者(債権者)は、債権者(代理人)と あなたに直接連絡してください。	
2 実行された際には、この通知書を被告者(あなた)に送付してください。 また、ご本人であることを確認できる運転免許証、住民票簿等の身分証明 書を必ず必ず持参してください。	
3 なお、当裁判所(傍聴席)には、あなたの主張(言い分)を認めていないま で仮処分命令が差し止められることありますから、速のため申し立てます。	
裁判所の所在地 〒100-8008 東京都千代田区千代田1-1-1 第4号 (訴訟室内係事務) 東京地方裁判所民事第9部 裁判所 電話 TEL 03-3201-3404 (ダイヤルイン) FAX 03-3205-2728	